

行政組織の見直しに伴う関係規則の
整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 28 号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(野田市公印規則の一部改正)

第 1 条 野田市公印規則（昭和 46 年野田市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保育料専用領収印の項中「保育課長」を「子ども保育課長」に改める。

(野田市行政組織規則の一部改正)

第 2 条 野田市行政組織規則（昭和 54 年野田市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項の表総務部の項中

「

行政管理課	事務管理係 情報政策係 統計係	を
-------	-----------------	---

」

「

行政管理課	事務管理係 統計係	に改め、
情報政策課	情報政策係 情報システム係	

」

同表自然経済推進部の項中「スポーツ推進係 指導管理係」を「スポーツ推進係」に改め、同表土木部の項中

「

管理課	管理係 維持係 河川排水係	を
道路建設課	工務係	

」

「

管理課	管理係 河川排水係
道路サービス課	受付係 工事係
道路建設課	工務係 維持係

に改め、

」

同表福祉部の項中「計画係 障がい者福祉係」を「障がい者福祉係」に、「高齢者支援係 計画係」を「高齢者支援係」に改め、同表健康子ども部の項中「保育課」を「子ども保育課」に改める。

第7条第1項の表中

「

消費生活センター 市民活動支援センター	市民生活部市民生活課
安全安心ステーション	市民生活部市民生活課
無料職業紹介所	自然経済推進部商工労政課
補修事務所	土木部管理課

を

」

「

消費生活センター 市民活動支援センター 安全安心ステーション 船形多世代交流センター	市民生活部市民生活課
無料職業紹介所	自然経済推進部商工労政課

に改め、

」

「

同表保育所の項中 健康子ども部保育課 を

」

「

健康子ども部子ども保育課 に改める。

」

第8条に次の1項を加える。

12 必要に応じて兼務により参事監、参事、主幹、副主幹、主任主査及び主査を置くことができる。

別表第1 市政推進室の項中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

6 鈴木貫太郎記念館建設に関すること。

7 東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会に関すること。

8 地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会に関すること。

別表第1の2 企画財政部の項企画調整課の目中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第19号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第1の2 企画財政部の項財政課の目に次の1号を加える。

12 私債権の総括調整に関すること。

別表第1の2 総務部の項行政管理課の目中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の2 総務部の項行政管理課の目の次に次のように加える。

情報政策課	<ol style="list-style-type: none">1 情報政策に係る企画及び総括調整に関すること。2 情報化の推進に係る調査研究に関すること。3 情報政策課の所管に係る情報システムの開発及び運用管理に関すること。4 情報システムの開発及び運用管理の調整に関すること。5 情報セキュリティ対策に関すること。6 自治体デジタルトランスフォーメーションに関する施策の企画、総合調整及び推進に関すること。7 社会保障・税番号制度に係る事務の総合調整に関すること。8 情報資産等を活用した事務の見直し及び適正な人員配置に関すること。
-------	---

別表第1の2 市民生活部の項市民生活課の目中第19号を第20号とし、

第8号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

8 船形多世代交流センター管理運営に関すること。

別表第1の2建設局の項土木部の目管理課の節第1号中「及び水路の」を「、準用河川及び水路の財産」に、「整理」を「整備」に改め、同節第8号中「私道」の次に「及び道路後退」を加え、同節第13号を次のように改める。

13 準用河川、水路の維持、補修及び浚せつに関すること。

別表第1の2建設局の項土木部の目管理課の節中第14号及び第15条を削り、第16号を第14号とし、第17号から第25号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第1の2建設局の項土木部の目管理課の節の次に次のように加える。

道路サービス課	1 道路、その他道路施設の機能維持、補修及び清掃（側溝形式の水路を含む。）に関すること。 2 交通安全施設の維持、補修並びに既存の道路への新設及び改良に関すること。
---------	---

別表第1の2建設局の項土木部の目道路建設課の節第3号中「及び改良」を「、改良及び修繕」に改め、「伴うもの」の次に「を含む計画的に行うもの」を加え、同節中第7号を第13号とし、第6号の次に次の6号を加える。

7 道路、橋りょう、その他道路施設の維持及び修繕に関すること（個別計画に基づくもの。）。

8 道路の後退整備に関すること。

9 道路占用の技術に関すること。

10 道路施工承認の技術に関すること。

11 開発に伴う道路の新設及び改良の技術に関すること。

12 私有道路舗装の技術に関すること。

別表第1の2建設局の項都市部の目都市計画課の節中第61号を第62号とし、第18号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

18 マンションの適正な管理の推進に関すること。

「
別表第1の2健康子ども部の項保育課の目中 保育課 を
」

「
子ども保育課 に改め、同目中第11号を第17号とし、第10号
」

を第16号とし、第9号を第15号とし、第8号の次に次の6号を加える。

- 9 私立幼稚園、私立保育所及び認定こども園との連絡調整に関する事。
- 10 私立幼稚園に係る補助金に関する事。
- 11 保育所及び幼稚園の給食費に関する事。
- 12 市立幼稚園の組織編制及び管理運営に関する事（補助執行）。
- 13 市立幼稚園の就園に関する事（補助執行）。
- 14 市立幼稚園の施設利用及び園庭開放に関する事（補助執行）。

別表第1の2健康子ども部の項保健センターの目中第24号を第27号とし、第23号を第26号とし、第22号の次に次の3号を加える。

- 23 出産・子育て応援交付金に関する事。
- 24 赤ちゃんお祝い金に関する事。
- 25 がん患者等の支援に関する事。

別表第4出張所の項中第40号を第41号とし、第39号の次に次の1号を加える。

- 40 一般旅券の交付に関する事（愛宕駅前出張所に限る。）。

別表第5安全安心ステーションの項の次に次のように加える。

船形多世代交流センター	<ul style="list-style-type: none">1 施設の維持管理に関する事。2 多世代交流の機会の増大に関する事。3 その他センターの運営に関する事。
-------------	--

別表第5補修事務所の項を削る。

（野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（昭和60年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1市民課及び関宿支所に勤務する職員の項中

「

(1) 午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
(2) 午前11時30分から午後8時15分まで	1時間とし、別に定める。

を

」

「

午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
--------------------	------------

に改める。

」

(野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成3年野田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（土木補修手当）

第5条 道路、水路、下水等の補修に従事した職員のうち、土木補修手当を支給する者は、道路サービス課に勤務し、道路、水路、下水等の補修現場作業を本務とし、当該業務に従事したものとする。

(野田市会計事務規則の一部改正)

第5条 野田市会計事務規則（平成25年野田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の項中

「

行政管理課	課長	行政管理課に 勤務する職員
-------	----	------------------

を

」

「

行政管理課	課長
情報政策課	課長

行政管理課に勤務する職員
情報政策課に勤務する職員

に改める。

」

別表土木部の項中

「

管理課	課長
-----	----

管理課に勤務する職員

を

」

「

管理課	課長
道路サービス課	課長

管理課に勤務する職員
道路サービス課に勤務する職員

に改める。

」

「

別表健康子ども部の項中

保育課

を

子ども保育課

に、

」

」

「保育課に」を「子ども保育課に」に改める。

別表教育委員会の項生涯学習部の目中

「

生涯学習課	課長
青少年課	課長

生涯学習課に勤務する職員
青少年課に勤務する職員

を

」

「

生涯学習課	課長
-------	----

生涯学習課に 勤務する職員

に改める。

」

(野田市鈴木貫太郎記念館再建専門委員設置規則の一部改正)

第6条 野田市鈴木貫太郎記念館再建専門委員設置規則(令和3年野田市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第5条中「企画財政部企画調整課」を「市政推進室」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、同一の勤務条件により、それぞれ右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

健康子ども部保育課	健康子ども部子ども保育課
-----------	--------------